

利用上の注意

1 集計の範囲

この報告書は、経済産業省所管により平成22年12月31日現在で実施された、平成22年工業統計調査結果の横浜市分について集計したものです。

各数値は、従業者が4人以上の事業所について集計したものです。ただし、有形固定資産投資総額など、従業者30人以上の事業所のみ調査を行っている項目は、従業者30人以上の事業所についての集計となっています。

なお、調査日時点で操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計から除外しています。

2 集計項目の定義

(1) 事業所数

平成22年12月31日現在の数値です。

(2) 従業者数

平成22年12月31日現在の数値です。なお、従業者数には臨時雇用者数は含まれません。

$$\text{従業者数} = \text{常用労働者数} + \text{個人事業主及び無給家族従業者数}$$

ア 常用労働者

常用労働者とは次のいずれかの従業者です。

- (ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- (イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- (ウ) 親企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)、(イ)に準じて扱います。
- (エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月、給与の支払を受けている者。
- (カ) 常用労働者はさらに次の3つの区分に分類しています。

① 正社員、正職員等

一般に正社員、正職員等と呼ばれている者で、他企業に出向している者を除きます。

② パート・アルバイト等

一般に、パートタイマー、アルバイト、嘱託等と呼ばれている者をいいます。

③ 出向・派遣受入者

他の企業から受け入れている出向者、及び人材派遣会社からの派遣者をいいます。

イ 個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族で手伝い程度のものは含まれません。

ウ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

エ 年間延常用労働者数

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数の合計です。

< 集計上の定義 >

従業者30人以上の事業所の常用労働者毎月末現在数の合計と、従業者29人以下の事業所の常用労働者年末現在数を12倍した数を合計した数値です。

(3) 現金給与総額

平成22年1年間に、常用労働者のうち雇用者に対して、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等）の合計額です。

< 集計上の定義 >

「現金給与総額」の内訳のうち、「常用労働者」は、従業者30人以上の事業所の「常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」と、従業者4～29人の事業所の「現金給与総額」の合計です。

「その他」は、従業者30人以上の事業所の「その他の給与額」の合計です。

(4) 原材料使用額等

平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含みます。

$$\begin{aligned} \text{原材料使用額等} = & \text{ 原材料使用額} + \text{ 燃料使用額} + \text{ 電力使用額} + \text{ 委託生産費} \\ & + \text{ 製造等に関連する外注費} + \text{ 転売した商品の仕入額} \end{aligned}$$

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額で、原材料として使用した石炭、石油等も含みます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額

貨物運搬用及び暖房用を含みます。

ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃です。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用です。

カ 転売した商品の仕入額

実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額です。

< 集計上の定義 >

原材料使用額等のうち原材料使用額は、従業者4～29人の事業所の「原材料、燃料、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計金額」と従業者30人以上の事業所の「原材料使用額」の合計です。一方、燃

料使用額、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額は、従業者30人以上の事業所の数値です。

(5) 製造品出荷額等

平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額(修理工料収入等)の合計であり、消費税等内国消費税を含みます。

$$\text{製造品出荷額等} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + \text{製造工程から出たくず及び廃物の出荷額} + \text{その他の収入額(修理工料収入等)}$$

ア 製造品出荷額

その事業所の所有する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造されたものを含む)を、平成22年中にその事業所から出荷した場合の額です。

なお、本市の統計表における製造品出荷額には、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含みます。

また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
- (ウ) 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成22年中に返品されたものを除く)

イ 加工賃収入額

平成22年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品、又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対し受け取った又は受け取るべき加工賃です。

ウ その他収入額

製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入をいいます。

(6) 単位あたりの製造品出荷額等

1 事業所あたりの製造品出荷額等

$$1\text{ 事業所あたりの} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額注1} + \text{推計消費税額注2})}{\text{事業所数}}$$

(7) 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものです。原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。

< 集計上の定義 > 従業者30人以上の事業所のみの数値です。

(8) 生産額

次のア及びイにより算出した数値です。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned}\text{生産額} = & \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛け品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛け品年初在庫額})\end{aligned}$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額を調査していないため、 $\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}$ としています。

(9) 付加価値額

次のア及びイにより算出した数値です。

ア 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ & - (\text{消費税を除く内国消費税額注1} + \text{推計消費税額注2}) \\ & - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額及び減価償却額を調査していないため、**付加価値額=粗付加価値額**としています。

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額注1} \\ & + \text{推計消費税額注2}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(10) 付加価値率

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額注1} + \text{推計消費税額注2})} \times 100 \text{ (%)}$$

注1 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計

注2 推計消費税額

消費税額を推計したもので、算出にあたっては直接輸出分を除きます。

< 従業者30人以上 >

○帳簿価格で記入する調査事項「有形固定資産の額」等が消費税込みでの記入又は

消費税込みあるいは抜きが不明の場合

$$\text{推計消費税額} = \{ \text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{直接輸出比率}) - (\text{原材料使用額等} \times \text{年末 原材料及び燃料在庫額} - \text{年初 原材料及び燃料在庫額}) - (\text{土地を除く有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の増} - \text{建設仮勘定の減}) \} \div 1.05 \times 0.05$$

○帳簿価格で記入する調査事項「有形固定資産の額」等が消費税抜きで記入されている

場合

$$\begin{aligned} \text{推計消費税額} = & \{ \text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{直接輸出比率}) - (\text{原材料使用額等}) \} \div 1.05 \times 0.05 \\ & - \{ (\text{年末 原材料及び燃料在庫額} - \text{年初 原材料及び燃料在庫額}) + \text{土地を除く有形固定資産取得額} + (\text{建設仮勘定の増} - \text{建設仮勘定の減}) \} \times 0.05 \end{aligned}$$

< 従業者29人以下 >

$$\text{推計消費税額} = \{ \text{製造品出荷額等} \times (1 - \text{直接輸出比率}) - \text{原材料使用額等} \} \div 1.05 \times 0.05$$

(11) 製造経費

$$\text{製造経費} = \text{現金給与総額} + \text{原材料使用額等}$$

(12) 有形固定資産

平成22年1年間における数値で、帳簿価額によります。

ア 有形固定資産投資総額

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の増加額} \\ - \text{建設仮勘定の減少額}$$

イ 取得額

有形固定資産の取得額には次の区分があります。

(ア) 土地

(イ) 建物・構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械・装置（附属設備を含む。）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

ウ 除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。

エ 年末現在高

$$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

< 集計上の定義 >

有形固定資産に関連する各項目は、従業者30人以上の事業所のみの数値です。

(13) リース契約による契約額及び支払額

リースとは「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超える、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。

ア リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成22年中にリース物件が納入り、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。

イ リース支払額

平成22年中にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額です。

< 集計上の定義 >

リース契約に関連する各項目は、従業者30人以上の事業所のみの数値です。

(14) 工業用地及び工業用水

ア 敷地面積

事業所で使用（賃借を含む）している敷地面積の合計です。

イ 建築面積

事業所敷地面積内に所在する建築物の建築面積の合計です。

ウ 延べ建築面積

敷地面積内に所在する建築物の各階面積の合計です。

エ 総用水量

平成22年中に事業所内で使用した淡水と海水の1日当たりの使用量を合計したものです。

オ 水源別用水量

平成22年中に事業所内で使用した淡水を水源別に5種類（工業用水道、上水道、井戸水、その他の淡水及び回収水）に区分し、1日当たりの使用量を合計したものです。

カ 用途別用水量

事業所内で使用した平成22年中の淡水の総使用量を用途別に5種類（ボイラ用水、原料用水、製品処理用水・洗浄用水、冷却用水・温調用水及びその他）に区分し、それぞれ事業所の年間操業日数で割った1日当たりの使用量を合計したものです。

< 集計上の定義 >

工業用地及び工業用水に関連する各項目は、従業者30人以上の数値です。

3 統計表中の産業中分類名

日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月改定）に伴う工業統計調査用産業分類を適用しています。

09 食 料	… 食料品製造業	21 窯 業	… 窯業・土石製品製造業
10 飲 料	… 飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄 鋼	… 鉄鋼業
11 織 維	… 織維工業	23 非 鉄	… 非鉄金属製造業
12 木 材	… 木材・木製品製造業（家具を除く）	24 金 属 製 品	… 金属製品製造業
13 家 具	… 家具・装備品製造業	25 はん用機器	… はん用機械器具製造業
14 紙 製 品	… パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機器	… 生産用機械器具製造業
15 印 刷	… 印刷・同関連業	27 業務用機器	… 業務用機械器具製造業
16 化 学	… 化学工業	28 電 子 部 品	… 電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石 油	… 石油製品・石炭製品製造業	29 電 気 機 器	… 電気機械器具製造業
18 プラスチック	… プラスチック製品製造業（別掲を除く）	30 情 報 機 器	… 情報通信機械器具製造業
19 ゴ ム	… ゴム製品製造業	31 輸 送 機	… 輸送用機械器具製造業
20 な め し 革	… なめし革・同製品・毛皮製造業	32 そ の 他	… その他の製造業

なお、「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については次のとおりです。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1521	プラスチック製版	3229	かつら
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3231	時計側
2051	手袋	3271	漆器
215	耐火物	3282	壺
2179	と石	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2199	模造真珠	3284	ほうき・ブラシ
2531	歯車	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2739	目盛のついた三角定規	3289	洋傘・和傘・同部分品
2741	注射筒	3289	魔法瓶
2744	義歯	3292	看板・標識機
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3293	パレット
324	楽器	3294	モデル・模型
325	がん具、運動用具	3295	工業用模型
		3297	眼鏡

4 統計表中の符号の用法

- 「-」 該当数値のないもの
「0」、「-0」、「0.0」、「-0.0」 端数四捨五入による単位未満のもの
「X」 1又は2の事業所に関する数値であるため、これをこのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しています。ただし、工業統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成16年の公表より従業者数の秘匿は行いません。

5 ホームページへの掲載について

この報告書の内容は「横浜市統計ポータルサイト」の「主な統計調査結果」に掲載しています。このサイトからは、統計表をExcelファイル及びPDFファイルでダウンロードすることができますので、この報告書と併せて御活用ください。

< 横浜市統計ポータルサイト >
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/>

6 その他

- (1) 統計表の数値は、増減率、構成比等については小数点以下第2位を四捨五入し、単位金額は表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計や、前年比較において一致しないことがあります。
- (2) この報告書の数値は、後日経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。